

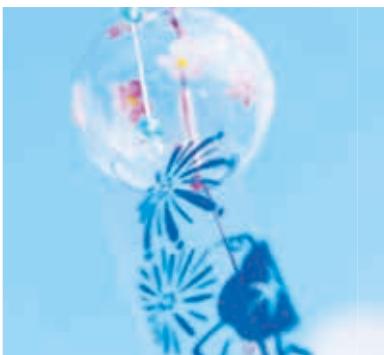
ほんじょ

<http://www.honjyo.or.jp>



公益社団法人 本所法人会

公益社団法人本所法人会 墨田区業平1-7-12 電話(3622)1090 発行者・佐生勝英 編集・広報委員会 関根好恵・滝澤芳子 印刷・株東京アート印刷所



日本の夏を楽しむ 風が届ける風鈴の音



p2 | 編集長が行く
p4 | 公益社団法人
本所法人会
第3回通常総会開催
新役員名簿



p5 | 新役員名簿

平成 26 年度
支部事業活動
功労感謝状
受彰者名簿
平成26年度
退任理事・支部長名簿



p6 | 青年部会

年次報告会

青年部会主催
「恋活パーティ」開催

p7 | 地方法人税が
創設されました



p5 | 夏～冬にかけての
事業予定

p6 | 女性部会
事業報告会

源泉税法研究部会
事業報告会



夏
2015
Summer

平成27年7月発行

編集長が 行く

質のよい革とクールなデザインで、手に取った瞬間「ほしい！」と思わせる革小物を提案したい

東屋 ブランディングディレクター 木戸 麻貴さん



当社のオリジナル商品の開発、オンラインストアをスタートいたしました。

ノベルティグッズ提案を始めたきっかけは、コンサルティング会社に勤めていた際、社名変更の記念として約1000人の社員全員に、氏名を刻印した革のA4サイズの書類フォルダーを配ることになりました。その担当部署の方が当社に発注をしてくださいました。当然私が窓口となり、革の素材、デザイン、刻印氏名に間違いがないか、配布の事にも気を配り、納品いたしました。この時の、両方の立場からの経験が、よりお客様の気持ちに立つた、ノベルティグッズの提案に結びつきました。

袋物博物館を立ち上げる際に、当社のホームページを作りました。そしてホームページにノベルティグッズの提案を掲載。小ロットからの、オーダーメイドの様なノベルティグッズをアピールし、従来の価格ありき、コストの海外製品ではなく、大事に使っていただけのようなら、質の良い革素材や、ステッチの色などを選んでいただけます。

——今日は両国の方で創業100年を超える革小物製造業の東屋の6代目、木戸麻貴さんにお話を聞きします。まずは東屋について教えてください。

大正3年創業の、革小物製造会社です。平成16年には墨田区の小さな博物館運動に参加、袋物博物館を開館いたしました。

3代目の時代には海外への輸出もしていたようです。4代目の祖母、5代目の父がOEM(OEMとは、Original Equipment Manufacturer の略語で、お客様先のブランドで製品を生産することです。)の地位を確立。6代目になる私が前職場での経験を生かし、ノベルティグッズの提案と、

袋物博物館開館が事業が広がる結果に

——では、それがきっかけで家業を継ぐことに?

そのようなと欲も出ますね(笑)。家族が守ってきた家業の中で私独自のアプローチができることを実感できました。そこで2014年、10年ほどお世話になつた会社を退職、家業に専念することになりました。



ギャラリーにはキーホルダーや財布が並ぶ

高校時代に友達に「あなたのうちにはお財布を作っているのに、あなたのうちのものはないの?」と聞かれたことがあります。「作っているのは確かにうちなのに、うちのものです」と言えないと悔しい想いをしたことがありました。それがずっと頭の片隅にあって、また、自分の店を持つというのは父の長年の夢でもあったのです。海外のブランドには勝てないかもしれない

——オリジナルブランドはもともと検討されていたのですか?

生産者、購入者、すべてが幸せな仕組みを模索

OEMは大切な収入のひとつですが、あくまでお客様のブランドです。自分たちが選んだ素材を使って、シンプルで使いやすく、でもかついい、そんな革小物のブランド、「AZUMAYA」を立ち上げました。

それでも職人さんの工賃をUPすることができます。私どもは誇りを持てる商品を提供できるお客様は質、デザインのよい商品を得ることができる、職人さんはこれまで同様の収入を得られる。みんながハッピーでいらっしゃいます。今後は、OEM、AZUMAYA、ノベルティグッズ、この3本柱で、当社の魅力を発信してゆけたらなと思っています。



撮影／菅沢健治

いけど、いつか自分が誇りに思えるいものを作りたい。その願いが今こうして少しづつ形になつて参りました。私どもは7世帯の職人さんとともに革小物を世に送り出していました。OEMは大切な柱ですが、職人さんも歳を重ねれば、今までと同じ数を生産することは難しくなると思います。AZUMAYAの商品を直販することができれば、数多く作れなくなつたと

先代が積み上げた伝統に、独自のアイデアをプラスし、新たな販路を見出す。□にするのはたやすいですが、行動に移すのは非常に難しい。それを実行している麻貴さん、応援します!

編集長の 目

東屋
大正3年(1914年)初代が木戸商店として両国で創業。平成16年墨田区が推薦する「すみだ3M運動『袋物博物館』を開館、同時にホームページ開設。平成25年創業100年に。平成26年「袋物博物館」リニューアル、オリジナルブランドAZUMAYA設立、ギャラリー、オンラインストアオープン。
墨田区両国1-1-7 ☎03-3631-6353
<http://www.azumaya.bz/index.html>

今号のヒント



モウ
邦富
パンフ

1953年中国上海市生まれ。85年来日、知日派ジャーナリストとして、新聞、雑誌、テレビ、企業コンサル等で活躍。墨田区在住。

錦糸公園の横にあるオリナスは、墨田区にしては五本指に数えられる大型商業施設だとと思う。オリナスの正面の前は広場となつていて、ほかの季節はいざ知らず、夏になると、特に晴天の場合、日の照り返しも強くてそこを通るだけで汗だらけになってしまいます。こうした苦い体験を持つているからこそ、毎年、夏が近づくと、私はいつも一連の疑問に悩む。なぜ木を選ばないのか?なぜ木陰を作りやすい並木を選ばないのか?なぜ日陰をつくり、広場の利用者を紫外線から守るパラソルを設置しないのか?広場に面しているカフェからこうした要望が出てこないのだろうか?この原稿の締切日にあたる父の日に、半蔵門線、三越前駅周辺で食事したり、コーヒーを飲んだりしていたとき、マンダリンオリエンタルホテルや三井住友信託銀行周辺に梅雨の雨にも夏の太陽に脅かされない多くの室外席が設けられているのを見て、羨ましく思つてゐる。錦糸町駅周辺、オリナス周辺はこうした憩いの場があまりにも少なすぎる。区の方は高所得者の区内への移住を期待しているが、私が知つてゐる限り、若い高所得者の区民はむしろ墨田区から他の区へ脱出している。大学などの教育施設がないばかりでなく、生活の潤いを感じられるオアシス的なスポットが少なすぎるためだと思つた。木陰を作る並木あるいは生活のゆとりを演出できるカフェテラスか、と思われるかもしれないが、こうした生活環境を求めるために、経済力のある若い区民たちが港区、千代田区、中央区、世田谷区、文京区へと脱出しつづけている。高所得者ではない私も区外へ移住する誘惑に駆られている。

すみだの 可能性 コラム

オリナスと パラソル

(順不同・敬称略)

新役員名簿

常任理事	大黒 雅之	大黒興業(株)	常任理事	鈴木 繁	(株)東京オグチ	理 事	大塚 高司	(有)つかさ建物
〃	下村 彰	日の本研磨材(株)	〃	北澤 博子	北澤化学工業(株)	〃	川島 繁幸	田木庄木材(株)
〃	伊藤 義幸	(株)東京電工舎	〃	斉藤 弘光	岡建工事(株)	〃	寺田 喜市	(株)太平企画
〃	清水 繁男	(有)モアクール清水	理 事	小堺 正治	小堺製薬(株)	〃	江口 周一	(株)萬屋
〃	大川 進	(株)アクトプラバリー	〃	青木 桂三	青木石材興業(株)	〃	北原 正人	北原商事(株)
〃	河野 正義	(株)河野商店	〃	丸山祐一郎	(株)萬国	〃	小玉 芳雄	(株)小玉商店
〃	西岡 宏	(株)福興商会	〃	斎藤 正一	(株)斎藤誠一商店	〃	吉野 雅治	(有)吉野製作所
〃	小倉 和男	(株)小倉メリヤス製造所	〃	角田 勝	(有)丸善商事	〃	池田 弘一	アサヒグループホールディングス(株)
〃	霜鳥 忠男	(有)霜鳥莫大小製造所	〃	森田 節子	(有)鈴晴コーポレーション	〃	山本 幸生	(株)やまもと
〃	滝澤 芳子	(株)黒ばら本舗	〃	水木恵美子	水城土地(有)	〃	杉野 邦熙	(有)杉野商店
〃	川北 学	(株)海老屋総本舗	〃	中田 俊哉	(株)キャリアテック	〃	岩瀬 昭夫	(株)平戸製作所
〃	柴田 重俊	(有)江東製作所	〃	太田 武彦	(株)オーティーエフ	〃	小林 訓子	(株)料亭きよし
〃	上條 隆志	上條建設(株)東京支店	〃	大塚 治子	大塚産業(株)	〃	渡辺 誠二	渡辺林産工業(株)
〃	奈良 康司	並木盛自動車(株)	〃	小川 裕行	(有)小川紙器製作所	監 事	四方 茂	四方税理士事務所
〃	橋本 欣也	(株)橋本不動産	〃	石井嘉一郎	(株)石井製作所	〃	及川 勝男	明和産業(株)
〃	小沼 潔	(有)小沼製作所	〃	阿部 豊	スミダ飲料(株)	〃	半澤 詩弘	半澤鋼業(株)
〃	吉野 基司	(株)吉野家具工芸	〃	荒木幸太郎	日本クリーン化学工業(株)			

平成26年度
退任理事・支部長名簿

理 事		
会 長	小野 好起殿	(株)小野金物
常任理事	川合 章殿	(株)川合染工場
常任理事	荒木 康好殿	日本クリーン化学工業(株)
理 事	樋口 嘉男殿	(株)フロンティアヒグチ
理 事	大西 英一殿	大西(株)
理 事	伊藤 敏夫殿	(株)伊藤バインダリー

支 部 長		
緑2丁目支部 支部長	小口 朝通殿	(株)東京オグチ
横綱支部 支部長	倉知 政樹殿	(株)倉知勝商店
吾妻橋3丁目支部 支部長	谷口 重男殿	(有)松田企画
東駒形2丁目支部 支部長	稻田 稔殿	(株)ジェーアイ
東駒形4丁目支部 支部長	五月女利光殿	(有)五月女染工場
向島5丁目東支部 支部長	木下 眞三殿	(有)木下眞三商店

平成26年度
支部事業活動
功劳感謝状受彰者名簿

支部事業活動功労感謝状受彰者		
石原1丁目支部	野中 機良殿	(株)野中製作所
石原4丁目支部	大塚 一郎殿	大塚産業(株)
東駒形2丁目支部	小林 真一殿	(有)美加和屋
吾妻橋1丁目支部	阿久津和恵殿	(株)阿久津電機
江東橋支部	萩原 隆弘殿	(有)天壇
江東橋支部	鈴木 純一殿	(資)鈴平製作所

本所法人会 夏～冬にかけての事業予定(確定分) 以下を予定しております。ふるってご参加ください。

開催日時	事 業 名	開催場所
2015/8/19(水)・20(木)	9:30~	全日本労働福祉協会健康診断
2015/8/27(木)	18:20~20:30	青年部会主催チャリティサマーライブ
2015/9/8(火)	13:30~16:00	決算法人説明会
2015/9/9(水)/11(金)	13:30~16:30	会社取引をめぐる税務説明会
2015/10/3(土)	11:00~	すみだまつり社会貢献活動
2015/10/7(水)	13:30~16:00	決算法人説明会
2015/10/8(木)	13:30~16:00	新設法人説明会
2015/10/31(土)・11/1(日)	10:00~17:00	福島復興支援物産展
2015/11/4(水)	13:30~16:00	決算法人説明会
2015/12/8(火)	13:30~16:00	決算法人説明会

本所法人会活動
部 会

青年部会 年次報告会

平成 27 年 5 月 25 日（月曜）
ザ・ホテルベルグランデ



青年部会では、年次報告会を開催。平成 26 年度事業報告、決算報告平成 27 年度事業計画が報告されました。また、任期満了に付役員改選では川北部会長が退任し、鈴木（繁）新部会長が就任しました。

報告会終了後は、本所税務署 佃上席審理官様を講師にお迎えし、「マイナンバー制度について等」と題して講演会を開催。講演会終了後、本所飛翔会員を含め、懇親会を開催しました。

青年部会主催 「恋活パーティ」開催

平成 27 年 5 月 24 日（日曜）
ザ・ホテル ベルグランデ

青年部会の主催で「恋活パーティ」が開催されました。当日は、女性 10 名、男性 13 名が参加して、4 組のカップルが成立しました。



女性部会事業報告会

平成 27 年 5 月 19 日（火曜）
本所法人会館

報告会では平成 26 年度事業報告及び平成 27 年度事業計画が報告され、新旧役員紹介では大塚部会長はじめ、吉野副部会長より挨拶があり、4人の役員さんが退任されました。長い間本当にご苦労様でした。ありがとうございました。新役員紹介では北澤新部会長より新任の挨拶があり4名の方が紹介され、

ジナルはがきを作成、皆さん、生の海藻を使っての作業で海の音の音楽を聴きながら楽しましい雰囲気で行なうことが出来ました。後日、オリジナルハガキが参加された会員さんに郵送され、皆さんの感動の声が聞かれました。



源泉税法研究部会 事業報告会

平成 27 年 5 月 11 日（月曜）
本所法人会館

斎藤部会長により議事が進行され、平成 26 年度事業報告、決算報告、平成 27 年度事業計画案、予算案、役員改選案がそれぞれ報告されました。また、報告会終了後、本所税務署法人課税第 2 部門重松上席様と法人課税イナンバー制度に関連する税務等について研修を致しました。

本所法人会活動
部 会



国税庁からの
お知らせ

地方法人税が創設されました

平成26年3月31日に公布された「地方法人税法(平成26年法律第11号)」により地方法人税が創設されました。

これに伴い、**平成26年10月1日以後に開始する事業年度から**、法人税の納税義務のある法人は、地方法人税の納税義務者となり、地方法人税確定申告書の提出が必要となります。

なお、地方法人税確定申告書と法人税確定申告書を一つの様式としていますので、この様式を使用することにより、法人税確定申告書と地方法人税確定申告書の提出を同時に行うことができます。

地方法人税の概要

1. 課税事業年度

地方法人税の課税の対象となる事業年度(以下「課税事業年度」といいます。)は、法人の各事業年度とされています。

2. 課税標準

地方法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、法人税申告書別表一(一)を使用する法人の場合、次の算式により計算した金額となります。

算出方法

$$\text{課税標準法人税額} = \text{別表一(一)「4」欄} + \text{別表一(一)「5」欄} + \text{別表一(一)「7」欄} \\ + \text{別表一(一)「9」欄} + \text{別表一(一)「10の外書」欄}$$

3. 税額の計算

地方法人税の額は、課税標準法人税額に4.4%の税率を乗じた金額となります。

なお、法人税について外国税額控除の適用を受ける場合で、控除対象外国法人税の額が法人税の控除限度額を超えるときは、地方法人税についても外国税額控除の適用を受けることができます。

4. 確定申告

地方法人税確定申告書は、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。

なお、課税標準法人税額がない場合であっても地方法人税確定申告書を提出する必要がありますので、この場合には、「基準法人税額」、「地方法人税額」及び「所得地方法人税額」の各欄に「0」と記載して提出してください。

(注) 1 法人税の納税義務のない法人(例えば、公益法人等及び人格のない社団等で収益事業を行っていないものや国内源泉所得を有しない外国法人)や清算所得に対する法人税を課される平成22年9月30日以前に解散した内国法人である普通法人又は協同組合等については、地方法人税確定申告書を提出する必要はありません。

2 法人税確定申告書の提出期限が延長されている場合には、地方法人税確定申告書の提出期限は、その延長された提出期限となります。

5. 中間申告

平成27年10月1日以後に開始する課税事業年度において、法人税の中間申告書を提出すべき法人は、地方法人税についても中間申告書を提出することになります。



ともに創り、ともに広げたい、感動の輪。

アサヒグループは、「アサヒ・アート・フェスティバル」や「ロビーコンサート」の開催、「アサヒビール大山崎山荘美術館」での展示・イベントなどを通じて、皆さまとともに、芸術や文化が生み出す感動の輪を、広げてまいります。

①【ロビーコンサート】「第118回アサヒビールロビーコンサート」／アサヒグループ本社ビル1階ロビー（東京）
 ②【アサヒビール大山崎山荘美術館】「小学生の美術館見学」／アサヒビール大山崎山荘美術館（京都）
 ③【アサヒ・アート・フェスティバル】「コザクロッキング2011 シチビアート～もうすぐ旧盆編～」／ゆいまーるの杜（沖縄）
 ④【アサヒ・アート・フェスティバル】「南三陸・きりこワークショップ」／アサヒグループ本社ビル1階ロビー（東京）

Asahi
その感動を、わからう。

私たちもこれからも芸術・文化活動を応援していきます。



飲酒は20歳になってから。飲酒運転は法律で禁止されています。
 妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に悪影響を与える
 おそれがあります。

アサヒグループホールディングス株式会社